

大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出等作業（大気汚染防止法施行令第3条の4）

	特 定 粉 じ ん 等 排 出 作 業
1	特定建築材料が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体する作業
2	特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業

※ 特定建築材料は、吹き付け石綿その他石綿を含有する建築材料である。